小田原市報

第31号

発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
石井重治
印刷人
石橋貞吉
定價一部三圓

固定資産
課税台帳を是非御覧下さい

昭和二十七年度の固定資産税の課税標準となる固定資産（土地、家屋、償却資産）の評価額調査が終了しましたので、課税台帳を関係者の縦覧に供していますから固定資産を所有の方は期間中に是非御覧になつてこの上とも市税の完納に御協力下さい

◉縦覧期間
昭和二十七年十月二十二日から
同年十一月十日まで
毎日午前九時から午後五時まで日曜日、祭日も縦覧できます。
◉縦覧の場所
市役所税務課

固定資産課税台帳は固定資産税の税額を決める基礎となる皆さんの固定資産の評価額を登録したものであります。市にとつて税金は市民の皆様によく納得の上納めていただくことが念願であります。固定資産税は市民税と共に最も大きな市の財源です。この大事な財源を形づくる固定資産税の課税標準にするため市で行つた調査に納税義務者の御不満があつてはいけないと、個々の評価額を御見せして納得を得た上で決定いたします。これが課税台帳を縦覧に供する理由です。従つて縦覧期間を経過し不服の申立がなければ、評価額が確定し、これに基いて税額が算出されます。

◉審査請求期間
昭和二十七年十月二十二日から
同年十一月二十日まで

不服のときは審査の請求を

しかし、一定の基準に基いて評価したものでも、人それぞれの見方、考え方によつて異るものです。課税台帳に登録された評価額に不服の場合には、文書により市固定資産評価審査委員会（市税務課内）に審査の請求をすることが出来ますから御承知下さい。審査の請求を受けると同委員会は実態を調査し、検討し、登録した評価額が適正であるかどうかについて最後の断を下します。委員会の決定した額に不服があるときは県知事又は裁判所へ訴願又は出訴の道もひらけています。

確定された税額は……

評価額が確定すると税額がそれにより算出されます。この税額を来年二月の第四期分の固定資産税に於て昭和二十六年度評価額をもととした仮算定税額（第一期、第二期、第三期の分）を精算し、税額不足の場合には追徴し、過納の場合分には減額いたします。

【税務課】

11月5日—11月19日
基本選挙人名簿縦覧

よく見て！自分の登録を確めましょう！

明年行われる予定の選挙（例えば二月の市長選挙、六月の参議院議員の選挙など）は本年九月十五日現在で新しく調製しました基本選挙人名簿により行われます。この選挙人名簿には資格要件を具えている限りの人は必ず登録されているものですが、何かの誤り易い事由によつて登録洩れがある場合も考えられますので、縦覧期間中にあなたの名前がのつているかいないかをよく確めて下さい。もし、のつていない方があつたら縦覧期間中に登録の申立てをして下さい。その期間をすぎて申立られても、選挙法では如何ともすることができません。ですから、この基本選挙人名簿の縦覧は皆様が皆様の義務の一つである選挙権の行使をなさるに是非とも御覧にならなければならない大切なものです。

市選挙管理委員会では基本選挙人名簿を十一月五日から十九日までの十五日間、毎日午前八時三十分から午後五時まで、次の場所で皆様の縦覧に供しますからお忘れなく御覧下さい。

縦覧場所とその区域

(1)市役所本庁窓口、12番線、新玉、万年、幸、十字、中島、谷津、山王原、網一色の地区

(2)足柄支所
町田、今井、荻窪、池上、井細田、多古、蓮正寺、中曾根、飯田岡、堀ノ内、小台、新屋、柳新田、府川、久所、北之窪、清水新田、穴部、穴部新田、久野の地区

(3)大窪支所
板橋、風祭、入生田、水ノ尾

(4)早川支所
早川一円

(5)下府中支所
下府中一円

(6)桜井支所
桜井一円

〔備考〕なお、この基本選挙人名簿に登録される資格のある人は既に市掲示でお知らせしてありますが、念のため申し上げますと、

一、年齢要件
本年十二月二十日現在で満二十才に達する者（昭和七年十二月二十一日以前に生まれた者）

二、居住要件
本年九月十五日現在でその日まで引続き満三ケ月以上本市に住所を有する者（昭和二十七年六月十六日以前から引続き本市に住所を有している者）

三、その他
欠格者でないこと（禁治産者又は禁こ以上の刑によりその執行の終らないものなど）

【市選挙管理委員会】

九月市議会
臨時会

九月十八日午後一時三分小田原市議会臨時会を開会、会期を一日と定め、次の議案を上程、審議の結果、原案通り可決確定し、午後一時十一分閉会した。

議案

一、昭和二十七年度小田原市歳入歳出追加更正予算

計量器
集合検査

さきに掲示しました通り十月二十七日より十一月八日（日曜日、祭日を除く）まで計量器の集合検査を実施いたします。はかりはわたくし達日常生活に重要なものとなつています。まして商店の多い街でははかりの良否がいろいろ問題となります。そこで商店の方は正確なはかりを使うことを顧客に対する第一のサービスとして何時も正確なはかりを使うようお願いいたします。ただ集合検査の時だけでなく悪くなつたはかりは早く修理して下さい。そして正確な計量器でいつも明るい住みよい街に致しましょう。この計量器集合検査にはかりをお持ちの方はもれなく検査を受けるよう御協力願います。なお検査の詳細についてお解りにくい点は市役所商工観光課へお問い合せ下さい。

【商工観光課】

投票率は
衆院　八四、八九%
教委　六三、〇五%
選挙終る

十月一日には衆議院議員選挙と最高裁判官国民審査が行われ、続いて十月五日には県、市教育委員選挙が執行されました。

講和後初の衆議院議員総選挙であり、市民の選挙に対する関心も深く投票率は前回（昭和二十四年一月）八一、六三%に比し八四、八九%と上昇、県下八市に於ては最優秀の成績を収めたことは御同慶に存じます。

一方教育委員選挙は前回（昭和二十五年十一月県教委）の四八、四八%に比し一四、五七%上廻つた六三、〇五%の投票率を示し県下八市中第二位の成績を収めました。

今回の選挙に於て公明選挙推進委員会は選挙啓蒙運動と棄権防止運動を強力に展開致しましたが、市民各位の政治に対する自覚と熱意によつてこのような良い投票率を示したものと思います。ただ遺憾なことは折角のよい投票率に拘らず無効投票の比較的多かつたことです。同時選挙の常として投票用紙を誤つて記載したのが市教育委員選挙に於て五二〇票もありましたが一寸の不注意により無効となつてしまいますから今後の選挙には充分注意して下さい。

なお当日の有権者総数は

①衆議院議員総選挙
四五、〇二四人
（男　二一、一六〇人
女　二三、八六四人）

①県市教育委員選挙
四三、六四一人
（男　二〇、五六二人
女　二三、〇七九人）

開票結果

衆議院議員選挙

一、投票総数　三八、二二二票
内有効投票　三八、〇八〇〃
無効投票　一四二〃

二、候補者別得票数

佐藤謙吉	一七、四〇五票
小金義照	八、〇〇八〃
片山哲	七、二四五〃
河野一郎	二、六六五〃
内野竹千代	一、三四七〃
岡崎勝男	七四〇〃
安藤覚	二五九〃
坂田稔	二一三〃
岩本信行	一九八〃

小田原市教育委員選挙

一、投票総数　二七、五五九票
内有効投票　二六、七三五票
無効投票　八二四〃

二、候補者別得票数

間中喜雄	七、三六八票
難波博夫	五、二八〇〃
香川房吉	五、一五五〃
小野春松	三、九二一〃
野崎保三	三、七二四〃
安藤伊佐武	一、二八七〃

神奈川県教育委員選挙

一、投票総数　二七、五一六票（内持帰三五）
内有効投票　二五、五八八〃
無効投票　一、八九三〃

二、候補者別得票数

八亀武雄	九、九二八票
山名定雄	六、六七二〃
三觜三郎	五、〇三二〃
岡崎一夫	二、五四四〃
神名勉聴	一、四一二〃

市教育委員決まる

市教育委員選挙の結果

四年委員に
間中喜雄
難波博夫

二年委員に
香川房吉
小野春松

の四氏が決定。市議会側よりの委員には十月二十一日の市議会に於て岡田勝氏が選任せられ以上五人の方で本市今後の教育行政を担当されることになりました。

【市選挙管理委員会】

恐るべき「からばえ」

本年の作況は概して良好といわれておりましたが穂を見ると一見雀の被害に似た現象を呈している「稈ばえ」の喰害が全般的に見られ、その被害も少なくなく約一割の減収が予想されます。この害虫は出穂前の穂はらみ期に柔い籾を喰い、出穂した所で蛹となり、雑草の中で幼虫となつて越冬するものであります。

今までこれに対する適切な防除法が研究されていなかつたので、試験場及び普及事務所では試験的にこの対策として畦畔の雑草焼払いを実施し、明年七月及び八月下旬に螟虫駆除を兼ねてBHC又はホリドールを撒布する計画をいたしております。農家の皆さんも「からばえ」の駆除に御協力願います。

【農林水産課】

委員会の活動

九月三日　経済委員会
自動車検査場設置に関する陳情について

九月八日　公営事業委員会
小田原競輪場賃貸借契約について

九月九日　文教委員会
教育委員会設置について

九月十日　厚生委員会
「としよりの日」の運動実施について

九月十五日　総務委員会
昭和二十七年度小田原市歳入歳出追加更正予算について

九月十八日　経済委員会
東海道線鴨の宮創設三十周年記念祝賀式挙行について

十月三日　公営事業委員会
小田原競輪三周年記念特別競輪実施について外一件

【市議会事務局】

秋と衛生

秋は行楽、スポーツのシーズンであると共に、衛生殊に清掃、予防接種のシーズンです。

①秋の大掃除はすみましたか!!

去る十二日から十月二十日まで秋の大掃除を実施致しましたが、まだすんでいない御家庭がありますので、引続き衛生巡視が再検査にお伺い致します。清掃して清潔にすることは自分のためでありますから大掃除は必ず実施致しましょう。

②愛犬の予防注射が始まりました!!

十月十四日から十一月二十七日まで狂犬病予防注射を実施致します日割及び場所は市掲示及び個人通知を以てお知らせ致しましたが、愛犬のため是非お受け下さい。

・・・予防注射の対象・・・

（一）予防注射は生後九十一日以上の犬全部

・・・畜犬登録の受付・・・

（二）当日は畜犬登録も受付ますから新らしく犬をお飼いになつた方は手数料三〇〇円と注射料一二〇円を御持参下さい。

・・・犬を持つてお困りの方は・・・

（三）犬の子が生れたり犬がいらなくなつたりしてお困りの方は捨てないで、酒匂川東側堤防上にある県立小田原犬抑留所に御連れ下さい。

③秋の遠足や旅行には食物に注意しましょう!!

運動会もすんでこれから秋の遠足や旅行が始まります。旅館などの食事で集団中毒を起した例が最近多くなりました。以前から旅館等には厳重な規則が設けられ、監視員を派しておりますが、それでも時々事故を起します。御家庭のお母さん方も遠足や旅行に持たせてやる食物には充分注意して下さい。

（一）遠足や旅行の前日には早く寝て十分休養をとりましょう。

（二）朝の食事はあわてず落ちついてよくかんで食べましょう。

（三）御弁当はリュックサックの外側（背に近くない方）に入れ、又日向や暑い場所におくのはやめましょう。

（四）気分が悪くなつたり食慾のない人は早く先生に申出でましょう。

（五）途中で生水は飲まないようにしましょう。

（六）皆さんが携帯して来た食物がおかしいと思つたら食べる前に先生によく調べてもらいましょう。

（七）食事の前や、便所に行つた後はよく手を洗いましょう。

【衛生課】

結核予防にB・C・G接種

一年中で最も快適な秋こそ、私達が健康の増進に力をつくすときです。結核の発病の最も多い冬に備えて、今から充分結核予防につとめなければなりません。

結核予防法ではB・C・G接種を実施し、又受けなければならない者の範囲を規定し、義務づけております。ツベルクリン反応により全市民が自分はもうすでに結核にかかつているか、いないかを知ることは結核をなくすことの第一歩です。もしまだかかつていなかつたらB・C・G接種をいたしましよう。

B・C・Gはフランスの学者によつて研究発表された結核の予防ワクチンですが、日本でも多くの学者が五ケ年に亘り数百万の人々を相手に研究を続けて来ましたその結果はつきり判つたことは、B・C・G接種をした人はしなかつた人に比べて病気になるのは二分の一以下、場合によつては三分の一から四分の一位に減り、病気になつても死亡する率が十分の一に減つたという事です。又B・C・G接種のために結核になることはありません。

最近日本の結核は都市から農村地区に移り、農村の結核死亡率が高くなつて参りました。先頃長野県御代川村の学童に集団結核の発生がありましたが結核はB・C・Gの普及されない農村、漁村地区へとその魔力を伸しておりますので十分御注意下さい。

【衛生課】

転換作物として有利な煙草

煙草といえば秦野を想起する程、本県においては秦野地方のみが、適作地の如く考えられていましたが、本市においても、諏訪之原を中心とする久野山間地帯及び富水山間地帯の一部が、煙草栽培に適することを専売公社係官の調査により立証され、地元の希望と関係者の奔走の結果、いよいよ来年度より実現の運びとなり着々その準備を進めております。

従来本県の煙草耕作は秦野地方のみに限られておりましたが、今回の本市における煙草栽培実現は、農業経営上、有利な転換作物として将来に大きな期待をもたれております。

計画によりますと耕作面積は十町歩（久野地区七町歩、富水地区三町歩）で、耕作組合を結成し栽培することになります。煙草は夏作で従来の甘藷雑穀にかわるもので、後作として大根、白菜類の栽培が可能であります。反当収入は平均五万円といわれ、しかも安定性に富んでいる点において今後の農業経営に益するところ大なるものがあります。

【農林水産課】

〃永續する平和のために〃

十月二十四日　第七回国連デー

七年前の十月二十四日、国際連合という世界的な平和組織が正式に成立しました。国際連合では、この日を記念日と定めて国連の意義を回顧し発揚することにしています。そして各国では昭和二十三年以来十月十八日から二十四日までを国連記念週間としていろいろな行事を催すことが恒例となつています。

・・・・・・

国際連合の使命は、平和の維持と人類の幸福の増進ということにありますそのために、いろいろな仕組を民主的に動かすわけであります。ところが終戦後から世界状勢が悪化の一路をたどつておりますので国際連合は充分にその仂きを示してその目的を果たすことができずにおります。国際連合が充分にその仂きをすることができないからといつて、そのままに放つておくことはなりません。むしろこのような場合にこそ国連が大いに活動しなければならないのであります。というのは、国際連合という仕組をつぶしてしまうようなことがあれば、それこそ人類は再び戦争の悲惨な経験をなめねばならないからであります。第三次世界大戦が起つたとしたら、最早や人類の生存や文明の保持は難かしくなるにきまつています。そこで何とかして戦争の勃発を未然に防がなければなりません。それには、国際連合というような平和組織を強化運用するより外に道はないのです。そしてそのためには、国連の組織や運用に新らしい工夫を加えて充分にその機能を発揮するようにしなければなりません。

国際連合は生れてから今日までの七年間にいろいろと工夫をこらして、平和を推し進めて来ましたそして世界の人々は国際連合こそが世界の平和を維持する唯一の機関であり、又このような力を持つている組織であることが、七年間の経験によつて判るようになりました

・・・・・・

わが日本は、去る四月二十八日再び独立国家として世界の仲間入りをいたしました。そして去る六月廿三日には国際連合への加入を申込みましたが安全保障理事会でソ連の拒否によつて加入を阻止されました。国際連合に加入することができないからといつて力を落すことがあつてはなりません。というのは、わが日本には、国際連合の一員になる資格と力量があるからです。加入できないということは日本の値打がないからでなくして、われわれにはどうにもならない国際情勢が日本の加入をさまたげているからです。又今回は不幸にして加入できなかつたが、われわれとしては国連の精神に従い、平和と自由と正義のために仂いて居れば何時かは国連に加入する日が来るからであります。他面において日本は実際のところ国際連合の外廓団体である専門機関を通じて大巾な国連協力をしています。そういう意味あいから言いますと既に国際連合の一員であるといつても差支えないのであります。ことに平和条約で日本は国際連合の加盟国と同じょな義務を負うことになりましたまた国際連合からもいざというときには応援をうけられることになつています。

そこで国際連合はどんなことをしてきたか。国際連合は日本に対して何を要求し、われわれは国際連合に何を期待するか、或はまた国際連合の不充分なところはどんなところであるか、それを改善するにはどうしたらよいかというようなことについて勉強し、この組織を充分に理解してゆきたいものです。

・・・・・・

今年の国際連合週間の合言葉は、「永続する平和のために」であります。

永続する平和ということは、理想を掲げながら大地に足をつけて、実際に役立つ平和を作り出すということであります。実際に平和を作り出すためには国際連合が拠つて立つ四つの柱を知る必要があります。それには

一　侵略に対抗し、事を平和的に解決すること

二　国際的に経済の民主化を計り、人々の生活を豊富にすること

三　社会正義を打ち立てて人々の心に安定感を持ち来すこと

四　各国の文化の向上を計る上からその国際交流を盛んにすること

であります。国連デーに際し以上のことをよく考え、国際連合の姿を直視して世界各国の人々と手をつないで平和と自由と正義、この三つの護りをこの上ともに固くするようにしたいものです。

（国連協会県本部小田原支部）県本部資料による

観光小田原

写眞コンクール

趣旨

小田原市は富士箱根国立公園を控え古き伝統を持つ観光都市であります。青松白砂の海岸、箱根外輪の山々、小田原城址公園と動物園遊園地、沖に漁り、浜に網引く人々、山に樵る者、蜜柑もぎする乙女の姿、これ等優れた風光と自然を観光小田原として皆様の作品に表現していただきたいと存じます。皆様の活潑な応募を御期待申上げております。

要項

主題　観光小田原の夏から秋を表現する一切のもの

締切　昭和二十七年十一月二十日

出品先　小田原市商工観光課

審査　市に於て審査員を委嘱し審査を行います

発表　十一月下旬　各新聞紙上に発表

展示会　十一月下旬　小田原市中央公民館で展示会を行います

撮影会　十一月二日（日）当市専門家来場し指導を行います

午前　海岸で撮影会

午後　蜜柑山で撮影会

モデル　八代バレエ団及び観光美人とミス小田原

集合時間　小田原市役所前午前九時〔雨天の時は十一月九日（日）〕

其他　㋑、作品に画題、データー、住所氏名を貼付して下さい　㋺、応募作品は返却致しません　㋩、入選通知を受けられた方は原版を御送付下さい（御送付のない時は入選を取消します）㊁、入選作品の版権は主催者に帰属するので入選作品以外のもので主催者側で使用することもありますから御諒承願います　㋭、作品は四切以上

賞　特選一名、準特選三名、入選十名、佳作二十名〔主催小田原市〕

戸籍「続柄」の数え方

戸籍の続柄は今まで家を単位に数えられたので、先妻（先夫）との間に出生した子と、後妻（後夫）との間に出生した子との続柄の数え方には区別なく、順を追つて第一子から長男次男三男……或いは又、長女次女三女……と呼ばれていました。

ところが、昭和二十二年五月三日、日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律の施行後では、この続柄は夫婦を単位に数えることになつたので、後妻（後夫）との間に出生した子は、先妻（先夫）との間に出生した子の順を追つて数えずにその第一子からまた長男、次男、三男……、或いは又、長女、次女、三女……と呼ばれます。従つて同一戸籍に長男が二人、或いは又、長女が二人もあるということもあるわけです。但し嫡出でない子や養子はその中に含まれません。

なお、従前の扱いにより右と異つて戸籍に記載されているものは、申出又は職権により訂正されます。

【庶務課】

廣報委員會版

小田原市広報委員会
小田原市役所内

調停制度とその手続について

一、訴訟と調停

社会生活が複雑となるにつれて私人の間に利益の対立や慾望の衝突が烈しくなり、その性質も深刻の度を加えてくることは申すまでもありません。かような紛争を解決し社会生活の秩序を維持するため、民事訴訟の制度を設け、法律に基く裁判によつて、これらの紛争を強制的に解決する道をひらいております。わが憲法は「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」（憲法第三二条）ことを明らかにし、民事上の紛争についても、その究極の解決手段として、訴訟による保護を求める権利を何人に対しても保障しているのです。

しかしながら、社会生活の秩序は、ただ法律ばかりで維持されているものではなく、道徳、宗教、慣習などと相まつて、はじめて円満に保たれているのであります。従つて社会生活上に起つた紛争を解決するについても、法律に訴えてもつぱら権利や義務の観点から処理することが、唯一最善の方法といえないことは、もちろんであります。もとより訴訟制度は、国民の権利を守る最後のとりでとして必要ではありますが、もし紛争を法廷にまで発展させないでしかも正義と公平にかなつた円満な解決が得られるならば、これにこしたことはありません。かような点に着眼して設けられたのが裁判所の行う調停制度で、今日訴訟制度とならんで、民事紛争解決のために大きな役割を果しております。

二、調停制度の特色

調停は、裁判所の関与のもとに民事紛争を処理する制度である点で訴訟と同様でありますが、これら二つの制度にはそれぞれの特色があり、お互に一方の長所によつて他方の短所を補いあいながら、その仂きを全うしているということができましよう。従つて調停制度の特色は、訴訟制度に伴う避けがたい短所を補うとところにあります。

1　訴訟は、法廷の明るみで、原告と被告とが法律をたてとしてその勝敗を争い、裁判官は法の権威によつてその黒白を断ずるものであります。しかし、さきに述べたように、人間の利害や愛憎の複雑にからみあう社会生活上の紛争は、権利義務の観念で割り切れるものばかりでなく、また、固定した法律の尺度が流転してやまない社会生活の現実に適合することができなくなる場合もありうるわけであります。

調停では、民間から選ばれた調停委員の参与を得て、社会人としての健全な良識の立場から、法律のわくをはなれて、道徳の要求や愛情の願いにも耳を傾けながら、千差万別の具体的事情に即して、情理かね備えた弾力的な解決を図ることができるところに、その大きな長所が認められます。

2　訴訟は、法の権威の裏づけによつて、正義を強制的に実現するものであり、一刀両断的な裁きで、勝者と敗者との間に明確な一線がえがき出されます。その結果は、お互の間にさらに感情のもつれを深め、ことに借地借家の争いや家庭内のもめごとのように、将来も交渉の続く当事者間の紛争の解決方法としては不適当な場合が少くありません。

調停では、これに代つて、調停委員の温情のこもる説得のもとに当事者が歩みより、勝敗のわだかまりをこえた平和な解決がもたらされる点に、訴訟の及ばないすぐれた特色があるわけです。

3　訴訟制度が社会秩序の最後のよりどころとして機械のような正確さをその生命とするところから、裁判を行う手続についても、精密に仕組まれた法のわくを厳格に守り、慎重にこれを進めてゆくことが要求されています。このために、いきおい訴訟には相当の期間と多くの費用を要する結果となり、この制度が一般国民、とくに貧しい民衆の生活から遠ざかるとともに、速さを要求する現代の取引にそぐわないうらみを免れません。

これに対して調停はもともと当事者の間に円満な話し合いができることを目的として、杓子定規でないやさしい手続で、しかも僅かな費用で、迅速に紛争解決の目的を達することができるようになつています。わが国で、調停が広く一般民衆から親しまれ、制度として大きな発展をとげた原因の一半は、この点の特色に由来するものといえましよう。

4　調停制度は以上に述べたように多くのすぐれた特色を備えているのでありますが、決して紛争解決のため万能の制度といえないことは、もちろんであります。調停によつてどうしても当事者を納得させることができない場合、やはり最後のけじめを明らかにするものは、法律であり裁判であるといわなければなりません。むしろ、調停の背後に厳とした訴訟制度が確立していることによつて、裁判所の行う調停制度がよくその効果を発揮できるものと云えましよう。裁判が法の権威に裏づけされた確かさと強さによつて貫かれているのに対して、調停の基本となるものは、調停委員や当事者の人格が触れあうところにおのづから発露する人間精神の豊かさであり、そこに調停の誇るべきすべての長所が由来するところであります。

（以下次号）